

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会（第3回）

議事録

日時：令和2年10月19日（月）15：00～17：30

場所：AP日本橋 会議室F（WEB会議）

○環境省（尾崎）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第3回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、どうもありがとうございます。事務局を務めます環境省動物愛護管理室の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たって、幾つか注意事項などがございますので、私から説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心にお願い事項が幾つかございます。マスクの着用をお願いいたします。ソーシャルディスタンスの確保のため、席の間を離れた配置としていますが、携帯電話の使用や会話はお控えください。検討会終了後、3つの密の状態が発生しないよう、会場からは速やかな退席をお願いします。

また、一般的なお願い事項として、本日の検討会は、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。議事の進行の妨げとなりますため、会議中の写真撮影はお控えください。あわせて、携帯電話の電源もお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

次に、傍聴についてですが、本日は、密状態を避けるために会場での傍聴人数は制限させていただいております。代わりに、本日の会議の様子については、環境省公式YouTubeチャンネルのサブチャンネルでライブ配信を行っております。

従いまして、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、各委員の皆様におかれましては、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前を都度おっしゃっていただくよう、お願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って資料の確認を行います。

出席者名簿と配席図にあります通り、近江委員の御所属、役職については、今回から一般社団法人日本動物保健看護系大学協会会長となっております。また、本日、農林水産消費・安全局畜水産安全管理課、郷課長は所用のため御欠席となりました。代理として、丹菊将貴課長補佐が御出席されています。お手数ですが、お手元の資料について、御修正いただきますようお願いいたします。

なお、オンラインで参加の水越委員、横田委員の皆様には事前に事務局から電子媒体を送付させていただいております。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

それでは、配付資料一覧の確認にまいります。

資料1としまして、愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方として、資

料1-1「基本的な考え方(案)」、資料1-2「検討会での主な論点・意見及びとりまとめの方向性」、資料1-3「関連法律」となっております。

資料2「愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する動物(案)について」、資料3「愛玩動物看護師法施行スケジュール(想定)」、資料4としまして、ワーキングチームについて、資料4-1「ワーキングチームの開催要綱・構成員名簿」、資料4-2「ワーキングチームの検討の進め方(案)」となっております。

また、お手元に、前回と前々回の検討会の資料及び議事録を綴じたファイルを配付させていただいております。こちらは、会議終了後は、お持ち帰りせずに、置いておいていただければ幸いです。それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○西村座長

皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事に移る前に、前回の検討会でお示したワーキングチームの構成員名簿とワーキングチームの進め方について、前回の検討会での御意見を踏まえ見直しを事務局といたしました。詳細について、事務局から御説明お願いいたします。

○農林水産省(中元)

農林水産省の中元です。まず、資料4-1を御覧ください。ワーキングチームの構成員の見直しについて、御説明させていただきます。

ワーキングチームは、大学及び養成所において履修すべき科目を検討していくこととしております。この大学については、愛玩動物看護師法第31条第1号で、学校教育法に基づく大学と規定されております。この大学には、実は4年生大学だけではなく、短期大学も含まれております。動物看護に関しましては、現存する短期大学は3年制の専門職短期大学でございます。

事務局では、大学、専修学校に加えて、専門職短期大学のコンセプトの違いを踏まえた共通カリキュラムを検討するには、専門職短期大学のカリキュラムに精通した者が必要ではないかと考えまして、座長に御相談申し上げまして、精通した者を入れることにつきまして、御了解をいただきました。

このことを受けて、事務局から、専門職短期大学のカリキュラムに精通した構成員として、ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物トータルケア学科教授の本田三緒子様を追加してはどうかと、座長に御相談させていただいております。具体的には、構成員名簿の中に本田先生のお名前を入れさせていただいております。

もう1点の修正事項でございます。資料4-2を御覧ください。ワーキングチームの検討の進め方(案)についての見直しの御提案について、御説明させていただきます。

前回の検討会におきまして、受験資格の特例のうち、現任者の範囲につきましては、第2

回ワーキングチームで検討するとお示ししておりました。しかし、構成員の方から、臨床現場の実態や関係者の意見をよく反映する必要があるのではないかという意見を頂戴いたしました。

前回もお話をさせていただきましたが、書面で御意見を伺うということも検討していたのですが、構成員の皆様の御意見を踏まえまして、ワーキングチームではなく、臨床現場の実態により詳しい職能団体様などの構成員で構成された本検討会において行うこととしてはどうかという御相談を座長にさせていただきました。

具体的な変更点としましては、第2回ワーキングチームで検討するところであった受験資格の特例については、第4回本検討会で検討するということを想定して、ワーキングチームの検討の進め方(案)を修正させていただきました。変更点は主にこの2点でございます。以上でございます。

○西村座長

万全を期しましょうということと、先生方の御意見を踏まえまして、このような変更になりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

ここで、私から1点お願いがございます。第4回の検討会が12月に開催予定ですが、検討会の議題である現任者の範囲について、前回、第1回目の時と同じように、事前に御意見を頂戴したいと思います。前回も事前に御意見をいただきまして、あらかじめいろいろと理解ができ、非常に役に立ちましたので。

頂いた意見は第4回検討会の資料として配付して、議論の材料としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。またお手数をおかけいたしますが、よろしく願います。

それでは、本件に関しまして、農林水産省と環境省から何かコメントがありますでしょうか。

○農林水産省（中元）

農林水産省でございます。具体的な意見提出様式と締切につきましては、事務局から後日皆様にメールを送付するよういたします。このような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。恐らく第4回検討会で、現任者の検討が第1回目となると思いますので、できれば意見聴取に当たりまして、事務方の方でたたき台などを御提示いただいて、それに対しての意見聴取としていただける方がスムーズかと思いますが、御準備等をしていただくことは可能でしょうか。

○農林水産省（中元）

分かりました。内容につきましては、座長に相談の上、そのようなものが付けられるようでしたら、準備をして、意見聴取をさせていただきたいと思えます。

○横田委員

よろしくお願ひいたします。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。意見聴取のもとになる資料をお作りいただく上ですが、愛玩動物看護師法が議員立法される上で、議員の方がその必要性や妥当性を受け取ってくださったのが現任者たちの活躍実績であり、また、認定動物看護師の登録数でした。認定動物看護師の登録数は、10月1日時点で、2万5,320人となっております。

可能な限り、国家資格を得るハードルを高くしないことというのが、今日の資料1-1にも記載していただきましたことには、大変感謝を申し上げ、賛同いたします。また、その現任者の中でも、認定動物看護師の知識と技能は、既に統一認定試験で評価、審査ができていまして、コアカリキュラムを履修したレベルとしても判断できますことから、制度開始に当たっては、この点を十分に評価させていただきたいと願っております。講習会や予備試験の負担を、必要以上に高くしないこと、必要以上にかけないことをぜひ要望したいところでございます。

また、ゼロから作られる国家資格ということではなく、これまで現場で働く動物看護師たちの多大な努力によってでき上った制度であることを、主務省には今一度御認識いただきまして、国家資格を目指したいと思う現任者たちが受験するハードルが高いために、その夢を断念せざるを得ない状況にならない配慮を、ぜひお願ひしたいと思えます。

これは、皆様からの御意見がこれから出てくる場所ですので、その点も踏まえながらの発言になりますが、もう1つが、現任の教員についても、皆様方からの御意見をいただくことができると、私からお願ひしたいと思えます。現任の教員たちも国家試験を受験することになりますが、学生や卒業生と同時に受験すること、また、さらに会場も同じであるということが予想されますので、何らかの配慮があることを期待したいと思えます。

現任教員や、指導者的立場の現任者だけが受験できる国家試験の回があることが理想とされますが、難しいとも思われますので、せめて、受験する教員や現任者の指導的立場の方が自身で会場を選べるような方法にさせていただくなどの工夫も1つアイデアの中に加えて、意見を申し上げたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○西村座長

その辺も書面に書いて、提出していただけると助かります。

議事（１）愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について

○西村座長

それでは、本日の議事に移ります。議事（１）愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について、最初に事務局から御説明をお願いいたします。

また、本日お示しする案は、基本的にあらかじめ案をいただきまして、これまで活発に討議していただき意見がたくさん出ましたので、本日は決定して、ワーキングチームに移すという作業を迅速に進めたいと思います。今日は案を取るということが目標になりますので、ぜひ建設的な意見を出していただき、目標に向かって進めるように、進行に御協力をお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくをお願いいたします。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。それでは、議事（１）愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について、資料1-1を御覧ください。この資料は、先ほど座長から御説明いただきました通り、本日の検討会での議論を踏まえ、こちらの案を取った上で、ワーキングチームに送ることを想定しているものでございます。ワーキングチームにおいては、この基本的な考え方の内容を踏まえて、愛玩動物看護師の養成に必要な科目等について、検討していただくこととなります。

まず、資料1-1の1.カリキュラム等の検討に対する考え方が記載されております。誠当然の記述がされているわけですが、「業として行う行為について、適切に実践できる能力を養成する」とありますので、この後の説明に出てくる「業として行う行為」がカリキュラム策定の際に重要な点となってきます。また、「適切に実践できる能力」とありますので、この能力を養成するために必要な履修科目、それは履修をどの程度にするかということも含めてだと思いますが、ワーキングチームに投げかける考え方の1つであると考えております。

次に、2.は、愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について書かれたものでございます。こちらは、獣医療分野と愛護・適正飼養分野に分かれておりますので、まず、獣医療分野において求められるものについて、農林水産省の方から御説明いたします。

○農林水産省（中元）

農林水産省でございます。今御覧いただいている資料1の獣医療分野において求められるものにつきましては、○で幾つか役割、期待されているものを書いております。これは獣医療分野で求められていること、例えば、様々な業務を高いレベルで実現できることを期待されていることや、安全第一のサービスを提供する。そのための正確な知識や技術を備えていることが必要であるといった、第2回でいただいた御意見をもとに、最後の「○具体的な

例として、以下の業務を求められている」という整理をしております。

この「具体的な例として、以下の業務を求められている」というものをどのように整理をしたかということが資料1-2でございます。左側に前回までの論点の大きなものをお示しした上で、その右側に、このように取りまとめることができるのではないかと方向性を、事務局案としてお示しさせていただいております。

順番に御説明させていただきますと、論点1：診療の補助の範囲につきましては、第2回検討会で大きく2つの意見がございました。法令上及び安全性上許容される広範なもの、できるだけ広く業務をとってほしいという御意見です。もう1つは、身体や健康への影響が大きいもの、技術取得難易度が高いものは対象とすべきではないといった御意見です。こういった相反する御意見がございました。

こういった御意見を踏まえまして、事務局案としては、まず、こういったものを業務とするかを考える時に、こういったものは入れられないのではないかとということで、他法令との関係で愛玩動物看護師の業務として整理し得ないもの、例えば、「調剤」と、医薬品によっては注射行為で入れられるものと入れられないものがあるのではという御意見がございましたので、身体や健康への影響が大きいもの、例えば、ここでは「輸液以外の注射、放射線の照射等」と書かせていただいております。輸液というのは、いわゆる補液剤、リンゲル液のようなものについては、注射行為は可能ですが、それ以外のものは今回は時期尚早ではないかということで、整理をさせていただいております。そういったものを、先ほどお見せした資料1-1の個別具体的な例として整理をしております。

ただし、前回の検討会で、獣医師が愛玩動物看護師の個々の能力を十分に把握した上で指示する、つまり、免許を持っていれば誰にでもやってもらうというわけではなくて、獣医師がきちんと判断をするとすべきではないかという御意見がございましたので、それを注意事項として付記させていただいております。

2つ目としましては、今回業務として整理しない身体や健康への影響が大きいものについては、教育の内容の高度化、充実化、社会における理解の向上、こういったものを考慮して、附帯決議も踏まえ、法施行後5年を目途として、業務として整理できることを検討するとさせていただいております。

前回検討会で、動物への放射線の照射のお話が出ました。資料1-3を御覧ください。これは前回の宿題でございます。

診療放射線技師法がどのような規制になっているかと申し上げますと、「医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいう」とあります。人体に対して照射ということになっております。これは、医師や診療放射線技師でなければ、業としてはならないと書いてございます。つまり、動物に対する照射は、放射線技師法では規制はされていないということを、前回御説明できれば良かったのですが、今回改めて御説明をさせていただきました。

資料1-2に戻ってください。論点1の放射線照射については、他法令で規制されるもの

ではないということですが、放射線照射を新しく実施する有資格者が誕生するという時は、まずこの業務内容を踏まえて、放射線規制をどのように設定していくかといったことを、事前に検討する必要があると思います。

資料1-3の2ページ目を御覧ください。医療法や獣医療法で放射線診療に携わる方をどのように位置付けているかということの条文になります。

例えば、医療法では、エックス線装置を備えた時は、届出が必要という規制がございまして、施行規則で、エックス線装置を備えた場合は、具体的にはエックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の名前と経歴を届け出るという規定がございまして。

獣医療法を見ていただきますと、同じように、今はエックス線診療に従事する獣医師の名前と診療に関する経歴を届け出ることになっています。何を申し上げたいかというと、放射線規制というのは、ある程度国内のいろいろなところで規制されており、医療では医療法、獣医療では獣医療法で規制されておりますが、ある程度他法令と並びをとって、いろいろな規制を設定しているという事実がございまして。

もう一度資料1-2に戻っていただきますと、新しく放射線照射を行う資格の人が誕生した時は、そういった人のいろいろな放射線の規制をどうするかを我々の方で検討させていただいて、さらには、放射線規制を改正する時には、必ず原子力規制委員会の放射線審議会に御相談をするというステップを踏む必要があると思います。こういった法的な整理、検討、作業が出てくるということ、御認識いただければと思います。

続きまして、論点2：看護の範囲でございまして。看護の範囲につきましては、2つ大きな論点がございまして、1つ目が、院内の衛生管理など専門性が要求されるものは、診療の補助とする、愛玩動物看護師のみが実施すべき業務とすべきだという御意見です。

もう1つは、引き続き無資格者が実施できる業務範囲として確保しつつ、専門性が要求されるものは、きちんと勉強した方が行うことにした方が良いのではないか、そういったものはカリキュラムに組み込んでしっかり勉強すべきではないかという御意見がございました。こちらにつきましては、愛玩動物看護師法についての議員連盟や国会での検討段階でもいろいろと意見がございまして、附帯決議に反映されており、「愛玩動物看護師の制度化による業務独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること」とされております。つまり、今、資格を持っていない人が行える業務は、引き続き行えるようにしなさいとされておりますので、引き続き無資格者が行える業務範囲として、確保していくということでございます。

愛玩動物看護師と無資格者の役割分担の考え方につきましては、いろいろと検討会でも御意見をいただきましたので、国で整理を行い、対外的に公表させていただくというふうに考えております。また、専門性が要求されるものは、ワーキングで策定されるカリキュラムに入れていくものと考えております。

附帯決議において、同じく、施行後5年を目途として、必要があると認める時は所要の措

置を講ずることとございますので、今後、国家資格取得者が誕生して、現場で国家資格取得者が定着していくことになろうと思えます。そういった状況を踏まえまして、改めて、無資格者との役割分担についても、再検討するということを提案させていただいております。

最後に、論点3：獣医師の指示の在り方については、記載の通り、様々な意見をいただいております。こういった意見を踏まえまして、事務局の方向性としては、本検討会での御意見を踏まえて、獣医師の個別具体的な指示を基本としていただくことにしつつ、あらかじめ獣医師における診療計画の策定が可能な場合や、心肺蘇生処置が必要な場合、いわゆる緊急対応が必要な時といった場合は、愛玩動物看護師単独で実施する際の要件について、国で整理を行い、対外的に公表するということが、実際の運用に当たって、診療現場が困らないようにということを、事務局としては考えております。

これらの方向性を踏まえまして、取りまとめたものが資料1-1の○の「具体的な例として、以下の業務を求められている」と書いているところがございます。1つ1つ読み上げていきますと時間がなくなっていくので、あらかじめ先生方は御覧になっていると思いますので、むしろ御意見をいただくということにさせていただきたいと思えます。

次に、愛護・適正飼養分野については、環境省から続けてよろしく願いいたします。

○環境省（小高）

続きまして、愛護・適正飼養分野で求められるものということで、資料1-1の2ページ目の真ん中辺りから始まる所を御覧ください。

まず、1つ目の○についてですが、これまで動物病院などの獣医療分野で活躍することとなる愛玩動物看護師について出た御意見について、1つ大きな特徴を申し上げると、飼い主との距離感の近さにあるということがございました。この点は、前回の検討会でも御意見を頂いたところがございます。

傷病・疾病動物に対する診療や看護が、動物病院ではメインになってくると思いますが、診療後や退院後、日常に戻った時に、疾病の予防や健康の増進、ひいては、動物愛護管理分野のもう一方の要素である生活環境保全上の支障の防止という観点を含めて、適正飼養に関する啓発や指導を行う役割が、愛玩動物看護師に求められているという点が、1つ目の○で言及されております。

2つ目の○についてですが、動物病院等にとどまらない愛玩動物看護師のペット関連産業分野への広がりについて言及しております。前回の検討会で、東海林構成員より「医・食・住・学・遊・産」という表現をしていただきましたが、ペット関連産業分野とされるものの中には、御承知の通り動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業者が含まれておりまして、当該業者には、事業所に動物取扱責任者という指導的役割を有する方を設置することが義務づけられております。

第1回の検討会の際に、参考資料7でお示しをしたところがございますが、令和元年の動物愛護管理法の改正によりまして、愛玩動物看護師が動物取扱責任者要件の1つに位置付

けられることとなりました。動物取扱責任者としての立場はもとより、ペット関連産業分野全体において、国家資格者が愛玩動物の適正な飼養を指導する立場となることへの期待というものが、この2つ目の○で言及されております。

3つ目の○についてですが、前回の検討会の際に、資料4で環境省から説明をさせていただいた内容になります。動物を飼育するということにつきましては、動物の健康面から見ても、そして、自らが動物を飼育することによって生じる周囲の人たちへの影響への配慮という観点から見ても、ただ好きだから動物を飼うというだけでは許されない世の中、そして、許されてはいけない世の中に変わってきているものと思います。それは、日常生活において栄養管理や、グルーミングなどのケア然り、近年、毎年のように起こり得る災害時への対応然りかなと思っております。

また、人と動物の共生する社会の実現の観点で言えば、動物を介在する様々な活動について、拡大することはあっても、縮小することはないものと思っております。このような多様なニーズがあり、そこに国家資格取得者によるニーズを満たすための供給があり、そして、新たな生業分野として確立されていく。こうして、動物病院で働く動物看護師という役割だけでなく、その地域における包括的な役割を担う人材になっていくことが大きく期待されています。このような趣旨が3つ目の○で言及しているところでございます。

次に、4つ目の○でございますが、前回の検討会の資料4でも言及したところでもあり、そして、構成員からも御意見を頂戴したところでございます。行政分野における愛玩動物看護師の登用は、動物愛護管理行政をさらに充実させるために、きわめて今後大切になってくるものかと思えます。また、前回の検討会で加隈構成員からの御意見でございますが、愛玩動物看護師とは、人間と関わる部分が1つの役割として特徴付けられることから、飼い主の心理や人間側を学ぶカリキュラムについても入れた方が良いのではないかという御意見をいただきました。これらを踏まえまして、ここでは、対人へのアプローチについての専門知識を学ぶことの重要性についても言及しております。

次に、5つ目の○についてですが、前回の検討会で下菌構成員から頂いた御意見に通じてくるものと思えますが、同じグルーミングやトリミングというものであっても、衛生管理上の視点で学ぶ場合と、そうではなくて、美容的な観点で極めていく場合があったりすることや、訓練であれば、ドッグトレーナーなどの、いわゆるスペシャリストの人材と、これを育成する教育課程が現に存在している中で、愛玩動物看護師はこれらの分野を学ぶにせよ、その目的や到達目標にきちんと留意しながら、差別化を図った役割とすることの重要性について、ここでは言及をしております。

次の6つ目の○についてですが、愛玩動物看護師は、当然、実務的なスペシャリストであるということとはもとより、国家資格取得者としての立場に鑑みれば、動物の愛護及び適正飼養分野において、正しい理解を社会に還元する責任も有することになり、その自覚が必要になってくると考えております。当然、そのためには、動物愛護管理法はもとより、自然環境保全分野の制度全般についての多様な知識を学ぶ必要が出てくると考えます。

愛玩動物看護師は誰よりも動物の気持ちに寄り添い、動物の幸せのために必要な知識と技術を持っているという観点から、動物福祉の理解を深めていくことが重要であると考えております。それが、ひいては、人と動物の共生する社会の実現に寄与することが期待されるのではないかと考えております。そして、人と動物の共生する社会の理解が世の中に浸透していけば、当然、愛玩動物看護師というこの分野の発展にも大きく貢献することになるかと思っておりますので、こういった趣旨を6つ目の○において言及しているところでございます。

以上のような観点で、最後の○においては、具体的な例として業務を列記しておりますが、今申し上げた内容を個別に列挙しているだけなので、こちらについては、読み上げは省略して御覧いただければと思います。

続きまして、活動する分野を問わず求められるものについては、農林水産省の方から御説明をお願いいたします。

○農林水産省（中元）

活動する分野を問わず求められるものということで、獣医療にも愛護・適正飼養にも、どちらにも必要だということで、主に分野と能力ということですが、まず、1つ目の○として、専門的な知識の下、チーム獣医療のメンバーと情報を共有し、飼い主との良好なコミュニケーションを図る能力を求められているということです。このコミュニケーション能力は、第2回検討会で、松永委員から意見があったと思いますが、獣医療だけではなく、動物愛護・適正飼養においても、コミュニケーションを図って、指導者的な立場を担うといったことも書いてありましたので、活動する分野を問わずというところに整理させていただいております。

2つ目の○のところでは、3つの分野、診療の補助、看護、愛護・適正飼養につきましては、いずれも必要かつ十分な知識を学習することということで、第2回でも整理をさせていただいた記述でございますので、それをここに持ってきております。

農林水産省からは以上でございます。3の留意点については、環境省さんの方からよろしくをお願いいたします。

○環境省（小高）

最後の3.カリキュラム等の検討に当たっての留意点ですが、愛玩動物看護師のカリキュラム等の内容の検討に当たっては、以下のことに留意するというので、6つ○が書いてあります。

1つ目は、これまでこの国家資格の法律の成立に至るまで、高位平準化の教育ということで、目指して、この制度が確立されてきているわけですが、そうした社会的信頼性の確保のためにも、試験やカリキュラムのレベルは下げるべきではないということが、1つ目で挙げられております。

2点目につきましては、法律で養成所の修学期間が3年になりましたが、3年になったこ

とを踏まえ、教育内容の高度化、充実化を図る必要があることとされております。現に、2021年から、3年制への移行を準備する学校も幾つかあると承知しておりますが、実際に国家資格が始まる時に当たっては、当然3年制というカリキュラムの箱部分とあわせて、養成所の認定を受け得るカリキュラム内容にしていく必要がありますので、その点は来年度がまさにその準備期間になろうかと思っております。

3点目の労務管理と企業法令遵守の部分ですが、様々な動物病院の規模があり、様々な他の活動する分野がありますが、いずれにせよ、獣医師を支える立場としてチーム獣医療の中で極めて国家資格取得者という方は、動物病院であれば院長先生により近い立場になっていくのだと思っております。そうした観点から、働き先でも当然指導的役割を担うことになろうかと思っておりますので、労務管理やコンプライアンスの面についての知識や自覚も学んでおく必要があることを、ここで述べております。

4点目の講習会ですが、今回、診療の補助が加わり、診療の補助の履修内容をどうカバーするかという点に関わってきますが、技術習得のためには、実習が必要であるということは留意点として挙げさせていただいております。

5点目の○についてですが、前回の検討会でも御意見が出ておりましたが、認定動物看護師試験の受験資格校が現に存在しまして、一方で、今後、法律の附則の中で特例措置の対象となるべき要件等を定めて、大学や専門学校、専門職短期大学等はその要件等を満たすように準備をしていくわけですが、現に受験資格校であるところは、特例措置の対象となるような要件として設定していく必要があるのではないかという御意見が出ておりましたので、その点について触れております。

最後に、先ほど下菌構成員から御意見もありましたが、現任者、現行の動物看護師がたくさん働いていまして、そうした方々が国家試験を目指したいといった場合に、国家資格の受験資格を得るための要件を必要以上に厳しく設定しないという点に留意が必要ではないかということをお意見として、先ほども改めていただきました。この点については、基本的な考え方のところでもこのように触れさせていただいております。

長くなりましたが、資料1-1 基本的な考え方の案については、説明は以上になります。

○西村座長

それでは、委員の皆様にご質問や御意見をいただきたいと思いますが、これまでかなり多くの御意見をいただきましたので、ここでは主に意見を変えたいとか、新たな意見があるところを中心に御意見・御質問をいただければと思います。

○太田委員

Team HOPE 代表の太田でございます。お進めいただく中で、1つ前回もお話に出ましたが、マイクロチップの接種に関してです。マイクロチップをそんなに太い針で接種するのに、僕は四十数年授業や臨床を行っていますが、そんなに簡単にできるものではありません。そう

いったことも必ず頭の中に入れていただきたいのと、それから、放射線照射はすごく大変なことだと思えます。いわゆる撮影ですが、臨床的に実際には保定をすとか、どのような条件で撮影をするのかとか、非常に難しいことですから、ライセンスを取ったから良いですよ、どうぞといっても、そんなに簡単にできることではないので、それも頭の中に入れていただきたい。

それからもう1つは、獣医師がいなくても、エマージェンシーの時には皆さんできるよということは、もちろん助かりますが、やはり正しい判断ができるのか。そんなに簡単なことではないので、そういうことも、皆さんお進めいただく中で、考慮していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○西村座長

ありがとうございます。ただいまの御意見は非常に重要な点と思えます。資格を取ったから全部できるというわけではありませんので、その後の卒後教育が非常に重要になると思えます。前回、私の方からもお話いたしました、できれば関連学会などに協力していただいて、愛玩動物看護師のトレーニングなどをサポートしていただくようお願いをできれば良いと思っております。

○桜井委員

日本動物看護学会の桜井です。本日は、日本動物看護学会誌の直近2冊、学会誌と大会誌を配付させていただきました。25年間活動してきまして、動物看護の名前の付く唯一の学会です。日本学術会議の協力学術団体にも登録されておりまして、どのようなテーマが今の論文や学会発表になるのかを少し御覧いただければ幸いと思ひ、配付させていただきました。

質問ですが、資料1-2の論点1の右側の3行目、業務として整理し得ないもの、調剤及び身体や健康への影響が大きいものの後に、(輸液以外の注射)と書かれてありまして、私の解釈ですと、輸液以外の注射というと、技術的に言うと、静脈注射、筋肉注射、皮下注射、それが禁止になるのか。輸液がOKならば、静脈注射は当然OKです。また、皮下注射というジャンルの技術の延長線上にマイクロチップの注射がありますので、そこまで否定されるようなニュアンスをここで残ってしまうのかということが心配事項です。

太田先生の御発言のマイクロチップが難しいというのは、皮下注射の難しさの中にあるのだらうと思ひますが、適切な代替教材等の開発等である程度対応できる、一般の人にも安心できるような教材と実習方法でフォローできるのではないかと思っております。

○西村座長

農林水産省の方でコメントありますか。

○農林水産省（中元）

ここで「輸液以外の注射」という表現をさせていただいており、先ほどの御説明でも少し触れさせていただきましたが、輸液以外の注射というのは、いわゆる皮下経由の輸液、留置をして、静脈経由で輸液をする、その2つを含んで「輸液」と称しておりますので、皮下注射、静脈注射といったテクニックの部分には行えるということです。入れるものとしては、リンゲル液のようなものを想定しております。

説明が悪かったところ、大変失礼いたしました。

○川田委員

中元さん、それは輸液ではなくて、輸液剤以外とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

○農林水産省（中元）

ご指摘ありがとうございます。

○川田委員

日本動物病院協会の川田です。1回目、2回目と参加させていただいて、私自身も大分内容や状況が整理されてきていますが、この会議の取りまとめがスムーズに進んで、動物に関わる仕事がより発展すれば良いと本当に思っています。その中で、小高さんや中元さん、環境省さんや農林水産省さんにお聞きしたいと思っているのは、愛玩動物看護師法が施行されて、実際に活動するようになってくると、中小の動物病院や中小のペット産業はかなりの負担が出てくるのではないかと、僕自身は思っています。そういう中で、法案そのものは良いと思いますが、農林水産省さんや環境省さんは、こういったことを行うことによって、社会の情勢がこのように変わるのではないかと想定されていることがあれば、教えてほしいです。

私が何を一番心配しているかというのと、このコロナ以前に、動物の飼育頭数がどんどん減っている状況でした。そのことに関して、各動物病院の先生方は相当心配していました。ペットショップにおいても、ブリーダーさんの関係で、ブリーダーさんやペットショップがどんどん中小は減っていつている状況ではないかなと思います。そうすると、この法案がうまくいった場合に想定されている未来というのは、動物病院やペット産業も中規模以上のところが残れば良いという考え方なのではないでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思いません。

○農林水産省（中元）

小さい動物病院から、一番御意見として上がってきているのは、そもそも愛玩動物看護師の資格を取れる人を採用ができない、そういった人がいないという御意見があり、議員連盟

や国会での検討段階から、今、無資格の方でもできること、つまり、診療行為ではないものについては、引き続き資格を取らなくてもできるということを維持するとされています。

ですので、そこを維持しないと、恐らく小さい病院はなかなかすぐに国家資格取得者が来てくれないとか、今雇っている人がスムーズに移行できないとか、そこは、主務省としても非常に気にしておりますし、今先生がおっしゃったように中小の動物病院についての最大限の配慮すべき点だと考えております。そこを配慮すれば、ある程度スムーズに移行できるのではないかと考えております。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。資料1-1の具体的な例で御提示いただきました業務の種類ごとの内容を拝見しますと、前回、私ども日本獣医師会で検討しました表をお示しして、Bの診療補助行為の内容を提示しましたが、おおむねそれを包含する内容になっていると考えておまして、御理解をいただき、感謝を申し上げたいと思います。

また、獣医師の指示の在り方につきましても、緊急の場合の心肺蘇生処置や、あるいは、あらかじめ診療計画が立てられれば対応できるとか、そういった現実的な実態に配慮していただいた点についても、あわせて感謝を申し上げたいと思っております。

また、エックス線撮影、エックス線検査、あるいは調剤については、今回整理された通りだと考えておりますので、これで良いのではないかと考えております。

委員会の中では、あまり広く愛玩動物看護師に診療の補助を任せると安全性に問題があるのではないかと御懸念、あるいは、経験が浅いことについての御懸念があると思えますが、私が考えておりますのは、診療の補助行為の範囲を仮に広く認めた場合になっても、ただちに個々の愛玩動物看護師の業務の範囲が広がるわけではないのでございます。あくまでも、獣医師が個別の診療の内容に応じて、個々の愛玩動物看護師の知識や技能、経験といったものを勘案して、診療補助業務の範囲内で、獣医師の責任と判断の下に安全性を担保しながら、具体的に指示することになりますので、範囲をあらかじめ過度に狭く設定する必要はないのではないかと考えております。

愛護・適正飼養分野について、これはお願いでございますが、2つ目のところに動物取扱責任者をはじめとした指導的役割が期待されるということがございます。動物取扱責任者は、動物愛護管理法の第22条に出てきますが、その中には、いわゆる関係省令で定めるところによって、十分な技術的な能力及び専門的な知識・経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならないと規定されております。この省令が規定されているのかと思ひ、調べてみましたが、省令は規定されていないようにお見受けいたしました。できれば、省令の中に動物取扱責任者として愛玩動物看護師がきちんと芽出しできるようにしていただければと考えております。

3のカリキュラム等の検討についての留意点ですが、下から2番目の講習会での技術習得のための実習が必要という規定については、もちろん望ましいと考えますが、大変な数の

講習を受ける方々が来られると思います。この方々に実習を行わせるということについて、実現性があるのかどうかを、ぜひ御検討いただきたいと思います。短時間に行ってもあまり意味はないわけですし、やはり実習を行うからにはそれなりの体系だったものにする必要があります、数日間を要するということになるのではないかと考えます。

獣医師国家試験も、以前は、実地口述試験を行っておりましたが、何日も日にちがかかる割には、結局、皆合格する人がほとんどで、あまり効果がなかったということで、実地口述は止めて、五肢択一のマークシート方式による実地試験という総合的な試験に切り替えたという背景もございますので、この点については、実現可能性、あるいは、実際に講習会を受ける方々の負担が過剰にならないように、対応していただければと考えております。

最後のところですが、国家試験の受験資格を得るための要件を必要以上に厳しくしないこととありますが、このこと自体に大きく反対するわけではありませんが、やはり、国家試験そのものは国家資格を付与するものですので、一定程度の水準は確保する必要があると考えております。一方で予備試験、いわゆる学校に行かれていない方が受けるわけですが、予備試験そのものは一定の配慮をして、受験資格を与えるというものになりますし、一旦、受験資格を取れば、国家試験は何度でも受けられるわけですので、予備試験については、一定の配慮が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○西村座長

最後の辺りは、第4回で検討するということになっております。環境省の方からコメントはありますか。

○環境省（小高）

先に環境省から、お答えすべき部分をお答えいたします。まず、愛護・適正飼養分野のところ、動物取扱責任者の省令について定まっていないのではないかと御指摘をいただきました。この点については、第1回目の参考資料7で、動物愛護管理法における動物看護師の位置付けという資料を入れておりました。お手元に配った過去の検討会の資料が綴じられていますが、このファイルの最後にある資料です。

動物愛護管理法施行規則の第9条に、令和元年の動物愛護管理法の改正を受けて、その後、令和2年2月に省令を整備した際に、愛玩動物看護師法の免許取得をしている者であることと、省令にも位置付けておりますので、明確化はしているところでございます。

カリキュラムの検討に当たっての留意点のところ、実習に関する御意見を頂戴いたしました。こちらは主に診療の補助に関わってくる部分でございますが、御指摘の通り、実現性の部分については、当然、学校に通っている方と、そうではなく現任の動物看護師で講習会を経て、予備試験を経て、受験する方と、当然、時間的制約も違うわけです。この点は、御指摘を踏まえて、実際に運用する時に考えていかなければならないことです。ただ1つ、講習会のところで、国家資格カリキュラムで学んでいく学生、今後の方たちにとっては、当

然実習みたいなものが必要になってくる一方で、現任者の特例措置で上がってくる講習会を経る方々に、実習は皆無にはできないとは思っていて、それは制度の整合性の観点で実習を全てゼロにすることはできないと思っています。実習に類する、何か代替するようなもの、もしくは、実習の部分についての量ややり方についての工夫という点で、乗り越えていきたい課題かなと思っています。

もう1つ、最後の国家資格の受験資格を得るために要件を必要以上に厳しく設定しないという点についても御意見を頂戴いたしました。実は、資料1-1の最後の○のところは、まさに予備試験のことや、本試験を受ける手前の要件を必要以上に厳しく設定すべきではないという話で書かせていただいております。むしろ、御指摘をいただいたハードル、きちんとしたレベルをとすることは、資料1-1の3ページ目のカリキュラムの検討に当たっての留意点の1ポツ目で表現をしております。当然、国家資格としてのレベルは高く、けれども、高いレベルの国家資格を目指す手前のハードルは、現任者が飛び越えやすい、不必要に高くせずに、とにかく高いレベルの国家試験を突破して国家資格を取得してくださいというような立てつけにすべきではないかという点で、このように言及しております。

農林水産省から補足があればお願いいたします。

○西村座長

大丈夫ですか。他にありませんか。

○佐伯委員

日本小動物獣医師会の佐伯です。要望ですが、前回は慎重な御意見を申し上げましたが、あくまでも、現状を踏まえてということですので、私自身、そして、当会も愛玩動物看護師が国家資格になることについては、当初から協力をしてきているところですので、大変望ましく思っているところです。ですが、現状を配慮すべきということで、将来的には、様々なことができるようにする、広く業務範囲を設定するということを十分に考えるべきだと思っています。

資料1-2の中段にありますように、施行後5年を目途にしてということがありますので、施行時には現状を踏まえてということも反映していただきたいですが、施行後5年を目途としてというのは、愛玩動物看護師を目指す人たちが夢を持つことができるような項目を入れていくべきだと思っています。ですので、小さく生んで、大きく育てるようなイメージをワーキングチームの検討に入れていただきたいと思います。具体的な道筋や、具体的な将来的な目指すところを、しっかり具体的に考えていただきたいという要望です。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。今、佐伯先生から「夢のある仕事」という言葉を出していただきまして、大変ありがたく思うところです。

数年前は、動物看護師を目指す、いわゆる高校生が主ですが、その方々が動物看護の分野に進まなくなってきた実態がございます。それで、統一認定機構が設立され、統一認定試験が始まり徐々に高まっておりましたが、愛玩動物看護師法が成立された昨年からは、動物看護師を目指す方々が確実に増えてきているという実感を持ってきております。また、その方々が持つ能力も高くなってきていると感じております。

ということで、業務がしっかりとできる、自分の仕事として将来性があるというところ、また夢のある仕事に向かえるということが、若い者たちにとっての、将来大変力強い後押しになると思っておりますので、ぜひ、この度のカリキュラム等の検討につきましても、しっかり将来性を見込んで作り上げていただくことができればと思っております。ありがとうございます。

○近江委員

日本動物保健看護系大学協会の近江でございます。週末、これらの資料を拝見させていただきまして、愛玩動物看護師法の第2条第2項を踏まえて、内容としては本当に適切かつ妥当だと認識していますので、私としても賛同させていただきたいと思っております。また、動物看護教育を現在行っています大学、あるいは、養成所を含めて、この基本的な考え方を踏まえて作成されたカリキュラム等についてはこれから結果が出てくるかと思っておりますが、十分に教育の方は可能だと考えます。

2、3意見ですが、カリキュラムをこれから策定していくに当たりまして、適正レベルを維持することが第1ですが、この愛玩動物看護師の現場で第一歩を踏み出すのに、少なくとも有すべき基本的な知識、技能の取得を目的にさせていただいて、著しく膨大にならないようにということをお願いしたいと思っております。

最後は、他大学の国家試験もそうですが、こういうモデルカリキュラムは、大学の場合、大体6割、あるいは、3分の2がモデルカリキュラムで、残り3分の1が大学の特色を活かした教育というようなイメージかと思っております。そのような方向でカリキュラムの分量も御配慮いただければ、大きな混乱もなく大学の方も継続的に教育が展開できるものと考えております。以上です。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。愛玩動物看護師の国家試験カリキュラムを作成するに当たりまして、発言をさせていただきます。現在、大学と専門学校で共通カリキュラムとしています認定動物看護師教育カリキュラム 2019、いわゆるコアカリキュラムをもとに作成す

ることが最善だと考えております。理由といたしましては、コアカリキュラムは大学教員3名、専門学校教員3名からなる委員体制に加えて、さらに、全国の大学と専門学校から広く意見を求めながら、1年6カ月かけて作成したものです。動物看護師が必要とする知識・技術を網羅的に学習できるカリキュラムであり、動物看護過程など、既に学術的根拠を持つ動物看護視点の科目も設定しております。

このコアカリキュラムをベースに新たに加わる診療の補助や、愛護及び適正飼養の履修内容を加えて、さらにコアカリキュラムを整理し、国家試験カリキュラムとすることで、愛玩動物看護師にふさわしいカリキュラムを効率良く完成させることが可能と考えております。また、現在、コアカリキュラムで教育を遂行している大学や専門職短期大学、及び養成所となる多くの専門学校も新しい教育体制にスムーズに移行できるものと認識しております。

加えて、具体的な意見が5つあります。1つ目が、教育の総時間数です。教育総時間数は、専修学校設置基準にある年間800時間、もしくは、職業実践専門課程要件となっています年間850時間を目安に作成していくことを提案申し上げます。

2つ目は、今近江先生からもお話がありましたように、各校独自の時間についてです。地域の特性もありますことから、学校独自の時間も加えていただくことをお願いいたします。そして、その時間数は、カリキュラムの総時間数や必修科目の時間数の関係もあることですが、十分な時間数を組み込んでいただくことを希望いたします。

3つ目は、実習時間数についてです。診療の補助も加わった技能の習得には、実習が今以上に重要と考えます。特に、専門学校教育は即戦力としての養成を目指していますので、技術の習得に必要となる実習時間数を必修時間として組み込んでいただきたいと思っております。

4つ目は、先ほどからも出ておりますが、愛玩動物看護師にはコミュニケーションやホスピタリティを養成する科目が必要不可欠と考えています。現在のコアカリキュラムにも30時間で動物医療コミュニケーションとして組み込まれておりますが、実習も行うことが望ましいと思っておりますので、もう少し増やしても良いのではないかと考えております。

最後の5つ目は、臨地実習についてです。臨地実習は動物病院に負担が生じないことも重要と考えており、第2回検討会参考資料としてお出ししております動物病院実習ガイドラインを参考に検討いただくことを提案申し上げます。そして、臨地実習は特に地域による不公平が生じないことも視点に加えて、検討いただくことができればと思います。以上、少し多くの意見になりましたが、よろしくご意見を伺います。

○西村座長

ありがとうございます。この辺がワーキングチームでもんでいただくところになるかと思っております。

○加隈委員

環境省さんに質問と確認を含めての要望・意見です。先ほど来、今回の案を御説明いただき、全体としては高いレベルを目指すところを基本としていて、いろいろなことを盛り込んでいくことになります。結局、今お話にもあったように、カリキュラムが膨大になってしまうのではないかと危惧される中で、前回の私の発言を踏まえていただいたのかもしれませんが、人に対する部分というのは、確かに重要だとは思いますが、公務員愛玩動物看護師と書かれていますが、現状として、地方自治体の動物愛護行政の部分では、獣医師、特に公衆衛生獣医師といった方々がかなり広い範囲を兼務していらっしゃるのではないかという認識があります。一方、一部の地方自治体では、衛生監視や食品衛生監視員、環境衛生監視員、こういった資格を持つ方々が動物愛護にも関わっている例を知っております。

そういった方々の背景は、薬学や畜産学など、大学でそういった教育を受けた方々が関わっているケースもある中で、要は、食品衛生やそういった部分が公務員獣医師の方では関わられていることが多い中で、動物愛護担当職員を独自に設定して、動物看護師が獣医師と同じような代わり得る職として就くということを想定されているのでしょうか。それによって、カリキュラムにどの程度そういった獣医師が把握している公衆衛生分野を学習すべきかというところが変わってくるかと思えます。

また、地方自治体の現場で、今、そういった職員をどの程度雇われているのかの現状についてのデータがあるのか、調査されているのでしょうか。今、動物愛護分野を担当されている方が、どういったバックグラウンドの方がいるのかということや、獣医師の職員が兼務されているところに、動物愛護だけできるという方が働く余地があるのか。その辺りのことについて、今までの話題の中で出てこなかった部分でしたので質問させていただきたく、かつ、もし展望について、何か案があればお聞かせいただきたいと思えます。

○環境省（小高）

環境省でございます。御質問・御意見ありがとうございます。愛護・適正飼養分野分野の公務員愛玩動物看護師というふうに表現をさせていただいておりますが、今、御指摘があった通り、動物愛護管理行政では、都道府県、政令市、中核市までが、動物愛護管理法に関する事務を、自治事務でございますが、担っております。中核市以上の自治体においては、動物愛護センターのようなものを設置している自治体も数多くございます。

一般的に、いわゆる所有者が判明しない、例えば、犬・猫を引き取って、譲渡に繋げる取り組みをしているところは、そういったセンターが中心になっているところでございますが、場所によっては、保健所がそういう動物愛護センターのような役割を担っている場所もございます。御指摘の通り、今手元にそれぞれの自治体がどれほどの獣医師資格を持った職種の方を配置しているかという詳細な数字を持ち合わせておりませんが、当然、小規模の自治体では数多く獣医師を雇えませんので、センター長が1人獣医師資格を持っていて、あとは事務職員のような場所もあれば、3、4人ぐらい獣医師資格を持っているという自治体もございます。そうした獣医師は、加隈構成員がおっしゃる通り、公衆衛生をバックグラウン

ドとしている方も数多くいまして、食品衛生系のまさに保健所的なところの部署にいて、そして動物愛護の部署にいてというように、異動を繰り返す方もいれば、場合によっては、あらゆるものを兼務しているという方もいます。

今回、愛玩動物看護師という国家資格取得者が、今後、動物愛護管理行政で活躍をしていくと想定した場合、獣医師の代わりとして現場に配置されるというイメージではおりません。理由としては、今、動物愛護管理行政は結構3年スパンで異動を繰り返す職員が、いきなり動物の世界に放り込まれて、御承知の通り動物の世界は非常に様々な御意見を持たれる方々が世の中にはいて、いろいろな御意見に触れながら、実務を回していくという非常にタフな現場の状況でございます。やはり、その中で、動物の知識も持ち、かつ、地域の市民の方にきちんとしたアプローチができるという、例えば、専門的な獣医師がセンター長にいて、その下に動物の専門知識を持つ国家資格取得者がいるということは、現場にとっては相当な助けになるのかと思います。

令和元年動物愛護管理法で、動物愛護管理担当職員と謳われる方を中核市以上には必ず置いてくださいという規定も入りましたので、本当に偶然なのか必然なのか、同じタイミングで愛玩動物看護師という国家資格が成立いたしましたので、そういった動物愛護管理担当職員となるように、この公務員愛玩動物看護師の資格を持った方が配置されることが1つの理想形としてはございます。

そうした方は、必ずしも食品衛生や、まさに獣医師と同じようなキャリアパスを経る必要はなく、場合によっては、通常の事務的なポストや、本人が希望するのであれば、他の全く違うところに配置されるのもありますし、先ほど私からの説明でもいたしました、動物愛護管理法はもとより、あらゆる自然環境保全分野、多様な知識を得ているということに鑑みれば、自治体の環境政策課のようなところや、そういう環境全般の部署に配置され得ることもあろうかと思えますし、まさにそうした知識を当然持って、国家資格を取得することになるので、そういった形での活躍の仕方も当然あると思っております。

以上が現時点で公務員愛玩動物看護師についての考え方でございます。

○川田委員

日本動物病院協会の川田です。先ほどの加隈先生の御質問に非常に興味があるのですが、想定されているポスト数はどのぐらいを考えておられるのでしょうか。

○環境省（小高）

環境省でございます。都道府県、政令市、中核市の数で言えば、120から130ぐらいの自治体が動物愛護管理法の事務を担っておりますが、実際に、公務員愛玩動物看護師を実現するのはそんなに簡単ではなく、調べるところによると、当然、今自治体等では、獣医師やそれぞれの職員を採用する時の規則が各自治体に存在しており、当然ながら、今そこに愛玩動物看護師という言葉はどこの自治体もございません。この採用のルール、規則に、少なくとも

も愛玩動物看護師のニーズを自治体にきちんと自覚していただき、その規則を改正して、改正してでも採用枠を1枠でも取りたいというふうに動物愛護管理行政部局がモチベーションを持っていただかないと、そもそも始まらない世界です。

ですので、環境省側としては、そういった自治体とのコミュニケーションが日ごろ多くございますので、資格の御理解を深めて、あらゆる場面でモチベートしていくことが、我々に課されている責務と思っております。

○水越委員

日獣大の水越と申します。公務員について発言したのは私ですが、実際本学の卒業生で愛護センターに務めている者は数名おります。ただ、現在のところ、センターが募集する、いわゆるパート勤務や任期付きの採用になっております。やはり、そういうことだと、本人も何年か務めると続けることが難しくなり、その自治体の公務員試験を受けると、採用は事務職になるためにセンターから経理などの一般事務の方になってしまいます。

本学の卒業生を見ると、動物に関わる職に就きたいという希望をする学生も非常に多いですし、十分にそういう仕事には就けると思っております。しかし、まずそういう枠がないとなかなか入れないということがありますので、枠を作っていただきたいと思います。食品衛生、公衆衛生分野という話がありましたが、それは食品衛生管理者という資格ですよね。全部これから専修学校も含めてその授業を義務化するのは、なかなか科目を作る、その科目を履修するということで難しいところだと思います。

本学では食品衛生管理者の資格を取れるようになっていきますので、食品衛生管理者の資格も取れば、公衆衛生分野にでも入れるということにもなるかと思っております。実際に、保健所の方に行った学生もおります。動物愛護管理行政の部分は、ぜひ実現をしていただきたいと思いますところがございます。

○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。少し話が前に戻りますが、動物看護師の業務は必要に応じて、ここまで拡大してきたというところもあり、診療施設によってかなり現在も幅があると思っております。

先ほど中小の動物病院の心配ということがありましたが、1から2名の獣医師で行っている病院や、また、地方の動物病院などは、獣医師や看護師の不足もあるかと思っております。実際にこの愛玩動物看護師が制定されて、このような本日の提示されたような業務ができるようになれば、よりチーム獣医療が進み、しっかりとその中で業務を効率化していくことができると思っております。

そのためにも、愛玩動物看護師の養成校が年間においても2,000名程度の卒業生を出すことを目指して設置していただきたいと思いますし、地方の動物看護師自体が、愛玩動物看護師をしっかりと取得できるように、今後の意見書にも書かせていただきますが、地

方でも講習会や国家試験の受験地なども配慮していくことが、地方や中小動物病院への配置へスムーズにいけるかと思しますので、その辺を要望として出させていただきます。

○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林です。3点、若干の修正と言いますか、補強をお願いできればと思います。

まず、1点目が、人とペットが共生するための暮らし環境、暮らし方の視点でございます。看護師の業務は獣医療の補助、看護、それから適正飼養、この3つとなっておりますが、獣医療と看護の主対象はペットになり、実は、愛護や適正飼養の対象は人が対象になる、あるいは、人間社会そのものが対象になる。つまり、実はこの3つと言いましても、非常に違うところになると思います。

そういった意味で、獣医師の業務の対象の守備範囲はペットになりますが、愛玩動物看護師の守備範囲、対象ということで言うと、人間社会全てと言っても良いほど実は広いのです。だから、少し獣医療という枠から離れて、考え方のパラダイムシフトをしないことには、愛玩動物看護師の業務を仕組めないのではないかと考えております。

実は、ペットのみならず、人や人間社会そのものに対して働きかけをするということは、動物愛護管理法の第1条目的「人と動物とが共生する社会の実現」、まさにこれに非常に近いものになり、獣医療以上に人とペット・動物とが共生する社会の実現に貢献できるポテンシャル、可能性を持っていると思っております。そういった意味で、前回もいろいろな議論がありましたが、愛玩動物看護師というワーディングが故に、少し看護に拘泥し過ぎているような、あるいは、制約を受け過ぎている感がありまして、もう少し、人とペットの暮らし方そのものに切り込むスタンス、考え方を明示していただきたい、補強していただきたいというお願いでございます。

具体的には、例えば、2ページ目の真ん中より下の3つ目の○「日常の管理やしつけ等」とありますが、この辺りに共生するための暮らし方というような、ワーディングは適当で構いませんが、つまり、暮らし方というのは飼育環境そのものを良くするペットライフ、ペットの遊び方と言いますか、ペットと人生を一緒に過ごすと言いますか、ペットライフの過ごし方そのものにも関わってくるということで、共生するための暮らし方が入ってくるかと思えます。

そういった意味で、ここにしつけ以外にそういうものが入りますと、3ページ目の1つ目の○、2ポツ目、「人と動物の共生に必要な基本的なしつけ等」とありますが、これもしつけにとどまらないことになると考えております。

ある意味、私が申し上げるまでもありませんが、犬の飼育数、猫は微増ですが、全体的にペットの飼育数あるいは飼育者は減る傾向にございます。ですから、この中でペットを飼う楽しみや、ペットを飼うことの魅力をアピールしていく、広めていく役割を誰が担うのかというところで考えますと、看護師に対する期待が少し高まるのではないかと考えております。

す。よく冗談で言いますが、獣医師が「ペットは魅力あるものだから、みんなで飼いましょう」と言うと、ちょっとビジネスライクなところもあり、なかなか言いづらいものですので、そのような視点でございます。

2点目は、3ページ目の活動する分野を問わず求められるものの2つ目の○です。「必要かつ十分な知識を学習していること」ですが、ここに考え方といったものを入れられないかという要望でございます。価値多元論と言いますか、多元的価値という重要性はこの多様性が求められる時代に、非常に重要になってきています。ペットに対するこういう考え方をしなさいというのは、思想教育になってしまいますので、それはやってはいけないことだと思いますが、先ほど小高補佐が言うておられたように、いろいろな考え方が現実でございます。そのいろいろな考え方を取捨選択するのではなく、理解できるようにすることが、この仕事をきちんとやっていく上での何をおいても実は重要なことになってくるのではないかと思います。多元的価値を理解するということです。

それから、3点目は、カリキュラムが盛りだくさんという話がございますが、前回、環境省さんの方に文部科学省の方で提示したいろいろな読み替え規定、あるいは、対面でもオンラインでも単位認定ができるというところを御説明いただきましたが、ぜひとも、オンライン学習は各大学で行われていて、学習効果が実は対面よりも場合によっては上がるという結果も出ておりますし、いろいろなリスク対策にもなります。それから、時間割編成上の時間的余裕を確保できる可能性も出てまいりますし、専門学校ですと、地方にもたくさんございまして、ある特定の科目については講師の確保が非常に難しいという事情もございます。その解決策にもなりますので、単位互換、読み替え、あるいは、オンライン授業、こういった形態、形式の活用をぜひとも視野に入れてもらいたいというところでございます。しかし、コアカリキュラムと言いますか、演習や実習はなかなか読み替えやオンラインでは難しいものだと思います。そういった意味で、逆説的な言い方ですが、ワーキングチームでは、読み替えや資格を持って読み替える、あるいは、オンラインでの授業ではやってはいけないもの、望ましくないものの逆に仕分けの考え方というものを行っていただくことも1つではないかなと思います。以上、3点でございます。

○浅野委員

弁護士の浅野です。要望になりますが、愛護・適正飼養分野で求められるものところに入ると思いますが、動物実験施設という言葉が入っていないのですが、その言葉を入れていただけないかと思いました。ここには、看護師が活躍する諸分野を網羅して書くことができないのはもちろん承知しておりますが、ただ、3ページを見ますと、動物介在教育や介在活動といったものは書かれております。それに比べますと、動物愛護法では第41条で、3R原則も書かれておりますし、一部義務化もされています。愛玩動物看護師は看護師として、あるいは、実験動物技術者等として、まさに動物の看護と飼養という、獣医療分野と愛護法関係の適正飼養分野との両方にまたがる職場としては、やはり実験施設は非常に避けて通れ

ない、まさにここで活躍してほしい人材ではないかと思えます。

ただ、獣医療の分野に入れるというよりは、獣医師が必ず動物実験を行う場合に、必置であるというわけではないと思えますので、動物実験について第41条で定めている動物愛護法の方に関する適正飼養分野でその辺りを入れていただけないかと思えます。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。今の点環境省はどうでしょうか。

○環境省（小高）

環境省でございます。まず、東海林構成員からの御指摘に対する回答、その後、浅野構成員に対する回答の順番で申し上げます。

まず、東海林構成員から御意見としていただいた人とペットの暮らし方や環境作りのところをもう少し強めていただきたいという趣旨の御意見だと思います。この点は、申し訳ございません。前回の検討会でも同様に御意見をいただいていた部分を、明記していなかった部分かと思えます。御意見をいただいたラインをもう一度繰り返しますと、2ページ目の愛護適正の3ポツ目の「日常の管理やしつけ等」の「等」の中に、言葉として入れていくところと、3ページ目の具体的な業務のところの小さい・の2ポツ目のところで「人と動物の共生に必要な基本的なしつけ等」の辺りに、文言を入れるところも検討していきたいと思っております。

2つ目の御指摘の資料1-1の3ページ目の真ん中、活動する分野を問わず求められるもののところで、「必要かつ十分な知識を学習していること」というくだりのところですが、この点は、3つの分野の親和性や連動性の部分に鑑みて、ベーシックな知識の部分はそれぞれきちんと押さえておくべきという趣旨で書かれているところがございますが、多元的価値というような、当然それぞれの分野において、とりわけ我々が所管する愛護・適正飼養分野については、非常に多くの考え方が存在しているところで、そういったところをきちんと理解をした上で、深めていくことの重要性は御指摘の通りだと思いますので、表現を少し考えてみます。

3点目のオンラインの活用の部分は、前回も前々回も御意見をいただいた部分で、オンラインを必須とすると、ひとえに各学校の施設要件になってしまいますので、必須には難しいかもしれませんが、柔軟に履修のさせ方という部分で、文部科学省さんが出す通知の内容等に齟齬がない形で検討を進めていくことになると思っております。

続いて、浅野構成員からの御指摘の動物実験の部分ですが、今現状、愛護・適正飼養分野のくだりの中で文言としては入っておりません。まず、事実関係だけ申し上げますと、動物愛護管理法における第一種動物取扱業と言われる業登録を自治体にしなければならないカテゴリーの中に、動物取扱業者としては、動物実験を扱う業者は法律上適用が除外されている状況でございます。その中で、当然、ペット関連産業分野というふうに括られるか括られ

ないか、その点も多様な考え方があるかと思いますが、いずれにせよ、多様な広がりがある分野で、それぞれ指導的役割を愛玩動物看護師が担っていくという意味では、動物実験を扱う企業の場に、そうした専門知識を持つ国家資格取得者がいることは、望ましくないわけでは当然ありませんので、そういった分野においても、活躍できる場があるのであれば、活躍をしていただきたいという思いはございます。

ただ、この中に並びとして動物実験のくだりを入れ得るとしたらどこかなというのは、非常に難しく、動物実験もあれば、他の業の形もございますので、それぞれを特出ししていくと、記述的なバランスも難しい側面もあるかと思いますが、一旦御意見をとして伺ってにおいて、今日の検討会が終わった後に、アイデアがあれば考えてはみませんが、現状、ここでのお答えとしては、記述のバランスや、観点ですぐには記載することが難しいのかなという感触ではございます。

○西村座長

ありがとうございます。議題2とも絡んでくるころだと思しますので、その辺も踏まえて、考えさせていただきます。

○松永委員

科学ライターの松永でございます。1つ追加していただいた方がよいのではないかと考えたことがあります。2番の愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能の全般ですが、いろいろなことが具体的に書いてありますので、これをきちんと記録するというところまでを明確にした方がよいと思います。記録するまでが業務であると、役割であると整理しておかないと、欠けてしまうものが出てくるだろうと思います。

今、世界の趨勢として、特に科学分野での職業はいろいろなことをきちんと記録しながら行っていくということが当たり前のことになっていて、その記録を必要に応じて第三者も見て、客観的に判断できるようにしておくということが大事だろうと思います。

人の看護においては、看護記録が法的に2年保管しておかなければならないということがきちんと定められていますし、日本看護協会が看護記録をどのように記録していくかのガイドラインを出しておられるほどで、1つ1つの業務をどう記録していくかということが非常に重要なことだと思っています。特に、具体的に書いておられることを見ると、少し気になるのは、2ページ目の中ほどで、獣医師の指示については個別具体的指示を基本とされて、その後が続いておりますが、個別具体的指示の場合には、どうしても獣医師が指示をした、しかし、愛玩動物看護師の方がそのように受けとめていないなどと、そこに齟齬が起きる場合が必ず生じる恐れがあります。なので、看護師を守るという意味でも、きちんと看護師側でいろいろな業務について記録しておくことは非常に大事なことはないかと思えます。

飼い主とのコミュニケーションにおいても、同じような問題が生じてしまう、最悪の場合

には民事訴訟ということにもなりますので、具体的に業務として行ったことをきちんと記録するというところまでが仕事だと。それが役割だということを、全体を少し追加していただいた方が良くかなと思います。

チーム獣医療を発展させていくには、チームでの情報の共有、それから、飼い主との情報の共有が大事で、具体的な情報共有においても、記録が基盤になりますので、いろいろなことを考えると、全体のいろいろな項目を書いている中で、これら全て行っていることをきちんと記録することを業務だと整理していただいた方が良くと思います。

○西村座長

ありがとうございます。今日はかなり建設的な意見を頂きました。全員の方に御意見をいただきましたので、それらの御意見をもとに修正を加えて案を取るということにしたいと思います。修正につきましては座長に一任していただくということお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

その前に1つだけ気になったことがあります。農林水産省にですが、心肺蘇生のところですが、獣医師がいない場合だけを想定していますが、獣医師がいる場合がほとんどだと思います。なので、その時にはチームとして行い、万が一獣医師がいない時にはこのようにするという言い回しにいただいた方が、現場としては良いのではないかと思います。そこだけお願いできればと思います。

どうもありがとうございました。修正した結果につきましては、後日、構成員の皆様へ送付させていただきます。ワーキングチームにつきましては、この熱いディスカッションを受けて、この基本的な考え方に基づいて、また熱く議論を進めていただければと思います。

議事（2）法第2条第1項の「その他政令で定める動物」について

○西村座長

次に議事（2）法第2条第1項の「政令で定める動物」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○農林水産省（中元）

農林水産省でございます。資料2について御説明させていただきます。議題としましては、愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する動物（案）についてでございます。

まず、条文の説明になりますが、今、愛玩動物看護師法では、対象となる動物種について、このような規定が書いてございます。第2条で「この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう」と規定されております。犬、猫は、このように法律で書いてありますが、その他政令で定める動物は、まだ現在のところ決まっておられません。この「犬、猫、その他政令で定める動物」を包含するのが、獣医師法第17条に規定する飼育動物ということになりますが、それは獣医師法で

は次のように規定されております。

第 17 条「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る）」と規定されております。愛玩動物看護師法と同じような規定になっておりまして、獣医師法の方は、政令で定める動物として施行令第 2 条でオウム科、カエデチョウ科、アトリ科の全種のいわゆる愛玩鳥を対象動物として、既に指定しております。

今後、愛玩動物看護師法の「政令で定める動物」をどうするかということ、事務局において政令で定めるか定めないかを議論するに当たって、本検討会で御意見を伺いたいのが政令で定める動物の案です。獣医師法施行令で定める愛玩鳥と同じものを、愛玩動物看護師法の政令で定める動物としてはどうかと事務局では考えております。

裏面を御覧ください。そのように考えた理由を御説明させていただきます。

まず、愛玩動物看護師法の第 2 条の規定を踏まえ、愛玩動物看護師の診療の補助の対象となる動物は、獣医師法第 17 条の対象動物と同じにすることによって、愛玩動物の診療現場における獣医師と愛玩動物看護師の業務独占の対象動物の整合を図ることが適当ではないかと考えております。簡単に申し上げますと、例えば、診療現場で、獣医師が診療の対象としているが、愛玩動物看護師が対象としていないということが起きないように、先ほど申し上げた獣医師法で愛玩鳥は獣医師の診療の対象としておりますので、同じように愛玩動物看護師も対象とすると申し上げます。

2 つ目の○で、獣医師法第 17 条の対象動物はどのように定まっているかを申し上げます。第 17 条の対象動物とされると、獣医師以外の者は当該動物の診療の業務を行うことはできなくなる。つまり、獣医師にしか診療ができなくなってしまうという点がございまして、従って、対象動物にするに当たっては、3 つほど要件がございまして、畜産業の発達、公衆衛生の向上等の観点からの重要性、そして、疾病の発生状況、それから、獣医師の技術的対応能力等を考慮して、公共の福祉の観点から、獣医師が専門性を持って診療する必要性が高いと判断されるものを対象動物として規定しております。

※のところ具体的な例としてお示ししているのが、先ほど申し上げました政令で定めている愛玩鳥ですが、なぜ、今の獣医師法の対象になったかと言うと、オウム病という病気が 1980 年代から 90 年代にかけて問題になり、公衆衛生の観点から、獣医師による愛玩鳥の診療が必要とされたということです。また、愛玩鳥の飼育数は犬、猫に次いで多く、飼い主からの需要が大きいことがありました。こういった病気の発生、あるいは飼育の状況を踏まえて、獣医師法第 17 条の政令での対象動物とされたところでございます。

今回、構成員の中からも御意見をいただいております。ウサギ、ハムスター、フェレットといった動物は一定程度飼育されていて、愛玩動物看護師の対象動物に入れるべきという御意見もございました。そうなりますと、当然、獣医師法の対象動物にするという検討も必要がございまして、現在、獣医師法施行令に規定せずとも、獣医師による診療がこういった動物については行われているという状況です。現時点で、診療を獣医師に限定すべき公衆

衛生上の観点等、喫緊の課題は見られず先ほど申し上げたオウム病みたいな問題は、我々が把握する限り今のところないということで、獣医師法第 17 条の飼育動物に規定する必要は乏しいと考えております。

なお、獣医師法第 17 条の診療対象動物は、獣医師以外が診療すると法に抵触するという動物であり、対象になっていない動物については、実は獣医師ではなくても、免許を持っていなくても、実際は診療の業務を行うことは可能です。ただ、実際には、当然、スキルや使用する医薬品の関係もありますので、先般申し上げました獣医師が実際には診療しているということでございます。

これも繰り返しになりますが、愛玩動物看護師についても、政令の対象の動物とせずとも、獣医師の指示の下での診療の補助の業務は可能で、規制されてはおりませんので、こういった整理で事務局としては考えております。ただ、そういった公衆衛生上の課題等が、事務局はないと判断しているだけであって、もし何か入れないといけないといった重要な情報がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。獣医師法と愛玩動物看護師法の対象が違ってしまうと整合性が取れなくなってしまうので、そこは整合性を取りましょうということの整理で良いかなと思っております。

特に何かこれに関して御意見等がございますか。

○境委員

愛玩動物看護師法で定める政令での飼育動物を獣医師法の政令と同一にするのは当然だと思います。私からは、ウサギとフェレットを提案させていただきましたが、理由を述べさせていただきます。ウサギは歯がどんどん伸びるということで、毎月単位ぐらいで歯を削る必要があります、その際には麻酔をかける必要があると聞いております。麻酔をかけないと、非常に暴れて、先生が押さえ込んで骨折になったという事例もありました。それから、雌のウサギは年を取りますと、かなりの頻度で子宮腺癌になるということで、手術が必要になるといった動物であると聞いております。

フェレットについては、匂いがするようで、雄雌ともに去勢または卵巣割去が必要だということと、ジステンパー等に感染しますので、三種混合のワクチンを接種しているとのことでございます。こういった手術や麻酔、ワクチン接種といった獣医師でなければできないことが必然的に伴っている動物ということで、御提案をさせていただきましたので、2つ目の○のところ、①の公衆衛生との関連、特に人との衛生との関連のところはございませんが、②の疾病の発生状況、あるいは、③の獣医師の技術的対応能力といったものには合致しているのではないかと考えております。

しかし、今中元さんから御説明がありましたように、動物病院にかかっていただけの限り

は特に問題は生じておりませんので、政令での指定にこだわっているわけではございません。御検討いただければと思っております。以上でございます。

○東海林委員

こういう整理も1つの整理ということで、全く異論はございませんが、御検討いただけるのであればということで、お聞きいただければと思います。

愛玩動物看護師は、獣医療関係の法令と矛盾のないように整合させるというのはもちろんですが、愛護と適正飼養も入っておりますので、動物愛護管理法とも矛盾のないように整理するという観点が必要になってくると思います。動物愛護管理法の第44条で、虐待や遺棄の禁止対象動物を愛護動物として定めていますが、実は、哺乳類、鳥類、爬虫類まで入っております。哺乳類に関しては、いえうさぎと何故かしらあひるまで、具体的に種名が明示されております。

先ほど、愛玩動物看護師は動物取扱責任者としての責任を果たすというお話がありましたが、動物取扱業の対象動物も哺乳類、鳥類、爬虫類というところで、もう少し幅広く勉強しないと、動物取扱責任者としての愛玩動物看護師の責任が果たせない。知識が身に付かないという整理もできるかと思えます。

1つの提案ですが、無理にというものではありません。3つの業務がありますので、看護と獣医療の補助に関しては、獣医療法中心の整合の取り方、愛護と適正飼養の方に関しては、動物愛護管理法の対象動物としての整合性を強く意識した整理をするというように、おさまりは非常に悪いのですが、1つの思いつきでしかないので、なかなか無理な話だとは思いますが、言いたいことは、獣医療法だけでなく、動物愛護管理法との整合性も少し意識していただければと思っております。難しい話ですので、個人的には将来的な課題として整理していただいても構わないかと思えます。

○西村座長

確かに、将来的なところの大きな課題の1つと感じます。今の法律の中にそこを入れ込んでしまうと、かなり大変なことになるのではないかと思いますので、そこは御意見として伺っておきます。よろしゅうございますか。

○水越委員

2点ありましたが、1点目は東海林委員と同じで、獣医師法と整合性を取るというのは当然のことと思いますが、環境省の方の愛護動物として、そちらの法律との整合性はどうかというところが1つです。

もう1点は、農水省の方にお聞きしたいのですが、今回、愛玩動物看護師という名称になっています。獣医師法と整合性を取る場合に、牛、馬、めん羊、山羊、豚といったいわゆる産業動物が獣医師法には含まれていますが、農水省として、将来的でも構いませんが、いわ

ゆる産業動物の方にも愛玩動物看護師が入っていくということを想定してのものであるのか、あるいは、あえて、ここでは飼育動物と書いてありますので、産業動物は除くと考えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。名称との関連でどうなのかなということが気になりました。以上です。

○農林水産省（中元）

農林水産省でございます。この愛玩動物看護師法につきましては、既に民間の資格で、認定動物看護師のような現場に獣医師の補助をする方がいらっしやって、それを教育する体制ができ、既に学校もありました。そういった背景の下に立法化された法律でございます。愛玩動物看護師法という名を冠している通り、まず、愛玩動物を対象としましょうと。その中で、愛玩動物の中に先ほど申し上げました犬、猫の他に何を入れられるか。そういった建付で構成しているということでございますので、産業動物というものは立法段階では想定していないということでございます。

○水越委員

想定していないということですが、対象動物の中に牛、馬、めん羊、山羊、豚が入りますと、カリキュラム上、そういった大きな動物も入れていかなければいけないのではないのでしょうか。その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産省（中元）

条文上の話になりますが、まず、愛玩動物看護師法の第2条を見ていただくと、「愛玩動物とは」と書いてありますので、既にこの段階で愛玩動物に限定をしております。そして、「獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち」というのは、当然「愛玩動物とは」というところで、愛玩動物に限定されますので、犬、猫、そしてその他政令で定めるところで、先ほど申し上げた鳥を入れるかどうか。そういった構成になっております。

○水越委員

ブタに関しては、ミニブタやマイクロブタなどのペットとしての存在がありますが、ペットとしての豚は対象動物になるというような考え方でしょうか。

○農林水産省（中元）

獣医師法第17条に規定される飼育動物ですが、こちらは動物種で規定されております。例えば、豚でしたら、畜産用の豚やペット用の豚という区別はなく、「豚」と規定されていまして、豚を独占業務対象にしております。ですので、その豚が入っていない以上、ペットの豚は愛玩動物看護師法の対象にはなり得ないという解釈でございます。

○西村座長

よろしいでしょうか。

○加隈委員

帝京科学大学の加隈です。あわせて確認をしたいのですが、愛玩動物看護師法の第2条2項目の最後「愛玩動物を飼養する者その他の者」という記述がありますが、「その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を」と書かれていて、ここまで全部愛玩動物がかかってくるので、狭い意味では、適正な飼養に関する部分も犬、猫、その他政令で定める動物だろうと、実態はともかくということで、理解するのですが、その他の者というのは、飼養をきちんとしていない者という意味なのか、なぜここに「その他の者」が入っているのかを教えてくださいませんか。それによって、カリキュラムの内容も少し左右されるのかなと思いましたので、お聞きしております。

○環境省（小高）

ありがとうございます。加隈構成員から御質問いただきました「その他の者」というのは、具体的には動物介在教育などで、例えば、小学校に愛玩動物看護師が行き、動物はこのように適正に飼わなければいけないよということを小学校の子供たちに教育する場合は、その小学生そのものがペットを飼っていないければ、「飼養する者」には該当しないので、ここは動物介在教育みたいなものが読めるように、その他の者を入れております。想定しているのはそういったところです。

その前の東海林構成員と水越構成員、加隈構成員も含めて、動物愛護管理法で対象とする動物の範囲との兼ね合いですが、きわめて条文的な解釈で恐縮ですが、法律では、第2条1項のところで「獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち」と規定されていて、飼育動物は獣医師が診療を行う必要があるものが前提となっているので、もともと第2条第1項の規定ぶりから、なかなか動物愛護管理法との整合性を取りなさいという法律上のメッセージは存在していないと思っています。

だからといって、動物愛護管理法の対象となる、先ほどの第44条の規定や、当然、第一種動物取扱業がカバーする範囲は爬虫類までありますので、そういった点は無視してはいけないとは思っています。そういった幅広い動物種についての知識の部分は、先ほどの議事の中で資料1-1で少し触れさせていただきましたが、要は幅広い、人と動物の共生する社会に向けて、多様な知識をといるところで、運用としては、当面この制度が開始した際には、拾っていくのかなと。犬、猫と鳥のことだけを学校で勉強すれば終わりということではなくて、当然、他の動物種が動物病院に持ってこられる可能性もあるので、そういった動物の基礎知識も学ぶというのが愛護・適正飼養分野でのカリキュラムでのカバーするものかと思っています。ここはまず、運用のところで開始させていただくという点につけるかなと思っています。

○西村座長

ありがとうございます。それではこの案でいくということによろしゅうございますか。いろいろと御意見をいただいて、カリキュラムに入り切れるのかなと心配になってきました。

議事（3）その他

○西村座長

次に議事（3）その他、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○桜井委員

日本動物看護学会の桜井でございます。先ほど質問しようと思っていたら、先に進んでしまったので、大事な質問だと思っておりますので、質問させていただきます。

資料1-1の3ページです。最後から3つ目の○で労務管理や企業法令遵守など、企業活動を行う側の視点や知識についても理解しておく必要があるということでした。動物病院経営学やペット産業論などを大学で受け持っています。ペット産業全体のデータでも、2014年の総務省の経済センサス辺りが最後のデータになって、何年かごとにしか行っていないので、通年では抜け落ちているということがあります。そうなってくると、ペット経済全体を語る基礎データがないのです。あるとしたら、ペットフード協会の毎年取っているものと、農水省の動物病院の獣医師のデータぐらいしかなく、そこから気の利いた労務管理や企業法令遵守などの授業の進め方を知ろうというのは、なかなか難しいのです。その辺りも充実していただけるように、環境省さんの方から少し力添えをいただけないかと思っております。

ネコノミクスの経済学なんていう論文は、日本のペット産業の全体が1兆4,000億円と言っているのに、波及効果まで入れたら、猫だけで2兆何千億円というような論文も話題になったこともありますので、どこをしっかりと押さえた上で教育にまで入れていくか悩んでおります。少しデータを広報していただきたいと思っております。それが1つです。

もう1つは、その下の○の講習会では技術習得のための実習が必要であることとなっておりますが、恐らく、実習を行う時には、代替教材の必要が出てくると思っております。代替教材の開発は、生体を用いないので、動物に対しては愛護とウェルフェアです。動物看護学会の方では、もう5、6年前ぐらいから、そういう発表も多いし、取り組みもあります。動物シミュレーターを用いれば学生にも全員体験可能です。例えば、爪切りや体温測定であっても、猫の体温測定を2回ぐらいやらせると、猫は暴れるから肛門から血を流すという虐待になりますので、こういうことも学生が全員体験できるような教材が必要です。

それから、適切な教材が開発されると、教員側の負担も減ります。獣医教育も恐らくそうだと思いますので、私としては、適切な教材の開発は、動物愛護教育の文化度の高さを物語るものだと思います。そこに対しては、どのような取り組みをされるのかを伺いたいと思

ます。

○西村座長

何かお答えがありますか。獣医学教育に対して、全くそういうサポートはないですね。

○農林水産省（中元）

農林水産省です。先生から今お聞きした代替教材というのは、履修するに当たって非常に有効なものだと思っております。医療の世界では医学シミュレーターということで、結構使われていると聞いています。ただ、我々としては、代替教材にどのようなものがあるのか、どれぐらいの値段がするのか、どこで使われているのかなど、そういった実態を正確に把握しておりませんので、ぜひ桜井構成員の方から教えていただいて、どういったことができるかを考えてまいりたいと思います。

○農林水産省（丹菊）

先生方からの我々としては耳の痛いお言葉です。我々として代替教材に何か力を入れているということではなくて、もともと文科省さん辺りがカリキュラムの中でそういうものを推奨していると。実験動物も含めて、動物の取り扱いについては、世間から厳しい目を向けられている中で、獣医学生の教育のあり方をどうするかというのは、いろいろなところで議論されております。教育の話は文部科学省だと言ってしまうと、身も蓋もないのですが、我々としても、どのようなことができるかについては、今、中元が申し上げました通り、国家試験を持っている立場から、獣医学の質を上げるという観点が必要でございますので、文部科学省さんと話をしながら、何ができるかを検討していくことになるかと考えております。

○環境省（小高）

環境省でございます。労務管理とコンプライアンスのところで、データの集計について御意見をいただきました。ありがとうございます。

所掌する動物愛護管理法でもそうですが、全国の自治体に登録している動物取扱業者が万を超える中で、なかなか詳細なデータの集約がまだ充実していないという問題は、現実にございます。そうしたデータも当然、我々としても、ペットフード協会さんのデータの御紹介もございましたが、そういった民間のデータも活用しながら、我々として、動物愛護管理行政を担う自治体に協力を得ながら、きちんとした網羅的なデータを集める必要性は実感しております。

一方で、すぐに網羅的なデータが揃えられるかどうかという点は、自治体を介して、業者の情報を収集するに当たっても、統計法など、かなり厳しくなったりもするので、そことの兼ね合いも見ながら、いきなり100ではなく、10でも20でも、必要な情報を自治体と協力して得る努力は進めたいと思っております。

○川田委員

日本動物病院協会の川田です。御指摘のあった労務管理や企業法令順守の項目に関して、複数いらっしゃるのかもしれませんが、意見を出させていただいた者です。

この会議の中では、どうやってカリキュラムを組み、どうやって卒業して、あるいは、国家資格を取っていただくかという話ですが、私は立場的には、その出られた方の雇用を安定して、そして、正常な形で雇用したいという思いが非常に強いです。ですから、いろいろな意見を出させていただいておりますが、私自身は動物病院の経営者として、あるいは、こういった仕事に関わる者として、動物に関わる仕事の人々が社会から認知されて、素晴らしい仕事だと言っただけなのが、本当に私の希望で、夢であります。その中で、動物看護師を国家資格化するというのは、従来、応援してきた内容ですので、ぜひ良くしていただきたいと思います。

しかし、この労務管理や企業の法令遵守は、私も雇用者として見ていった時に、この二十数年の中で、必ずしも素晴らしい雇用形態だったと言えないことも随分あったと思います。その中で、私が大きく変わるきっかけだったのは、働いてくれる方です。被雇用者側が変わってきたというのも大きな要因になっています。

ですので、動物病院で働かれる方の中に「私は動物が好きだから、少し雇用条件が悪くても働こう」という形で最初に働く方がいらっしゃいますが、そういう方は数年すると燃え尽きてしまって、もっと良い条件のところに移りたいと言って、移ってしまうことが本当に多かったです。これは第1回の時にお話いたしました、そういう意味で、働かれる方の感覚が変わらないと、雇用者側の感覚も変わらないのではないかと、私自身は思っています。

ぜひ、カリキュラムにこういった点も検討していただけたらと思います。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。今のお話のように、高校教育の中でも、かなりその点を最近では教育されつつありますので、大分変わってきているのではないかと思います。

また、代替教材につきましては、桜井先生からお話があったように、おおよその技能についてのシミュレーション教材製作のノウハウはありますので、更にその質を高められる研究開発や製作の支援をいただき、シミュレーション教材の充実が出来ればと願っております。

○西村座長

ありがとうございます。それでは、議事のその他に戻って、事務局から何かございますか。

○環境省（小高）

環境省でございます。その他といたしまして、資料3について御説明いたします。

資料3 愛玩動物看護師法施行スケジュール（想定）令和2年10月19日時点でございます。こちらについては、第1回の検討会で、8月24日時点版で御説明いたしましたが、今回改めて御提示いたしましたのは、今月10月9日に閣議決定をして、14日の水曜日に公布されたところでございますが、法律の全部施行日が正式に決定いたしましたので、その報告とあわせて資料を御説明いたします。

法の全部施行は資料内の水色で引かれているところでございます。令和4年5月1日に施行日が決まりました。施行日の右に養成所指定、講習会、予備試験、本試験とありますが、この段階で本試験の具体的な開催年月をきちんと御報告できる段階には、本日時点までに至りませんでした。第4回の検討会が12月に開催を御了承いただきましたので、12月の第4回検討会の際には、少なくとも具体的な年と月の御報告までできるように、詰めていきたいと思っております。

また、予備試験と講習会、養成所指定のところは、青いラインから右に階段のように並んでいます。今回令和4年5月1日に法律の全部施行日が決まったということで、思った以上に、本試験までのイベントというか、いろいろ準備しなければならないものがあるということになります。ですので、予備試験や講習会、養成所指定のところは、法令的な言葉で言うと、準備行為のところですので、講習会を実施する団体の募集や、そういう準備の過程の部分は農林水産省令、環境省令の方で準備行為手続として、措置ができるように、早目早目に準備ができるようにして、全部施行の後に、つつがなく本番に至れるように、検討を進めていきたいと思っております。資料3について御説明は以上です。

○西村座長

ありがとうございます。これについて御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

本日の議事は以上になりますが、特に今までの議論でなかったところで、何か特別なことがあればお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○環境省（尾崎）

皆様、長時間の御議論、どうもありがとうございました。次回の検討会の日程ですが、12月に第4回の検討会を開催することを、本日御了承いただきましたので、日程照会後に、改めて開催を通知いたします。

なお、第1回のワーキングチームは、11月12日木曜日、15時から18時を予定しております。

以上を持ちまして、本日の検討会を閉会いたします。ありがとうございました。